

## 教員養成フラッグシップ大学に関するQ & A (R3. 10. 21 更新)

### 申請要件について

- Q 教員養成フラッグシップ大学に申請するためには、教職大学院と附属学校の両方を設置していなければならないのか。
- A 教職大学院と附属学校の両方を設置していることが申請要件です。ただし、申請を予定している他大学の取組に連携大学として参画することを妨げるものではありません。
- Q フラッグシップ大学の申請は単独で申請しなければいけないのか。他大学との共同での申請は可能か。
- A どちらの申請も可能です。
- Q 関係大学が共同で申請する場合は、必ず共同実施制度や連携開設制度を活用する必要があるか。
- A 共同で申請する場合は上記制度を活用いただく必要があります。
- Q 関係大学が共同で申請する場合、連名での申請は可能か。
- A 連名の申請も可能ですが、各大学の実績・構想は漏れなく記載願います。
- Q 教員養成フラッグシップ大学に申請する大学が、他の大学の教員養成フラッグシップ大学の取組に連携・協力校として参加することは可能か。
- A 可能ですが、教育職員免許法施行規則に定める「教科及び教職に関する科目」の特例措置や教職大学院の共通5領域の必修単位数の弾力措置については、教員養成フラッグシップ大学に採択された大学のみへの適用となります。

### 構想調書について

- Q 構想調書に指定の様式はあるか。
- A ファイル形式及び枚数以外に指定はありません。
- Q 構想著書に図や表を挿入することは可能か。
- A 可能です。
- Q 構想調書に関し、調書本体とは別に参考資料を添付することは可能か。
- A 構想調書の指定枚数（A4 縦 15 枚以内）の範囲であれば添付可能です。
- Q 構想調書等の指定枚数は、例えば構想調書本体の場合は 15 枚以内と指定されているが、これは 15 ページ以内という意味か。それとも両面印刷で 15 枚以内という意味か。
- A 15 ページ以内という意味です。

## 取組内容について

- Q 公募要領にある「指定の対象となる構想」の(1)先導的・革新的な教員養成プログラム・教職科目の研究・開発にある①～⑦の重点課題は、すべて網羅する必要があるか。
- A ①～⑦の重点課題を全て網羅することは求めませんが、なるべく多くの重点課題への対応を満たした取組であることが望ましいと考えています。

## 特例措置について

- Q 公募要領に「教員養成フラッグシップ大学において認められる教育職員免許法施行規則に定める『教科及び教職に関する科目』の特例措置や教職大学院の共通5領域の必修単位数の弾力措置を活用しつつ」とあるが、これらの特例措置や弾力措置は必ず活用しなければならないのか。
- A 特例制度の活用を通じて新しいプログラムの研究・開発を行う等の先導的・革新的な取組を行うことが教員養成フラッグシップ大学指定の主旨であることから、学部の特例措置については必ず活用してください。教職大学院の弾力措置については、取組の内容に応じて活用をご検討ください。
- Q 教育職員免許法施行規則に定める「教科及び教職に関する科目の特例措置」について、二種免許状との差分の単位数を大学が独自に設定する科目とすることができるとあるが、その場合でも「各教科に含めることが必要な事項」の内容は残りの単位の中で全て網羅する必要があるのか。
- A 全ての項目を網羅する必要があります。その際、取得する免許状に必要な事項を満たすことが必要です。  
例えば小学校の教諭の一種免許状を取得する場合は、各教科の指導法に関する科目は国語等の全てで1単位以上修得すること、道徳の理論及び指導法を2単位以上修得することに加え、令和4年度から新たに追加される情報通信技術を活用した教育の理論及び方法を1単位以上修得するカリキュラムとすることが必要です。
- Q 特例措置による二種免許状との差分の単位について、単位数分の科目を全て指定大学が加える科目として開設する必要があるか。
- A 特例措置により活用可能な単位数はあくまで上限であり、単位数分の科目を全て指定大学が加える科目として開設することを求めるものではありません。
- Q 特例措置や弾力措置を活用したカリキュラムは令和4年4月から開始しなければならないか。
- A 必ずしも令和4年4月開始を求めるものではありません。なお、特例措置や弾力措置の活用開始時期等の工程は調書等において明確に記述してください。
- Q 過去に学部・教職大学院の改組を行ったため、教員養成フラッグシップ大学の指定期間と設置計画履行状況等調査(通称:アフターケア(以下、「AC」という。))

の対象期間が一部重複するが、重複期間中に特例措置や弾力措置を活用することは可能か。

- A AC期間中に特例措置や弾力措置を活用する場合には、設置計画の確実な履行を担保するというACの趣旨・目的を踏まえた上で、開設する授業科目や教員組織の整備状況等で生じた変更内容について、設置計画履行状況報告書において遺漏なく報告するとともに、その変更理由を併せて説明してください（教育研究活動をより充実させる等の合理的な説明が必要）。なお、特例措置や弾力措置の活用による変更後のカリキュラム等については、当該学部・教職大学院が設置時に掲げる養成する人材像や3つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）等との整合性について十分ご注意ください。

#### 課程認定の変更届について

- Q 教員養成フラッグシップ大学の指定を受け、特例措置や弾力措置を活用したカリキュラムを導入する際には、課程認定の変更届を提出する必要があるか。必要な場合はいつまでに提出すればよいか。
- A 特例措置や弾力措置を活用したカリキュラムを導入する前年度の3月までに課程認定の変更届を提出してください。

#### その他

- Q 令和4年度以降に新たに教員養成フラッグシップ大学を追加公募・指定する予定はあるか。
- A 今回の公募により指定された教員養成フラッグシップ大学の取組等を踏まえ、今後検討いたします。